

お知らせ

衆議院議員総選挙・最高裁

判所裁判官国民審査投票

10月22日(日)7時~20時

期日前投票期間は、10月11

日(水)~10月21日(土)/場所 市

役所1階102会議室、本納

公民館/時間 8時30分~

20時(本納公民館は17時ま

で)/入場整理券持参

※詳しくは、10月8日(日)発行

の「白ばらだより」をご覧

ください。

選挙管理委員会(6階)

☎(20)1529、FAX(20)1604

忘れずに納付しましょう!

市県民税(第3期)と国民

健康保険税(第4期)の納期

限は10月31日(日)です。最寄り

の金融機関またはコンビニエ

ンストアで納付してください。

納期内に納付できない事情

のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、

納め忘れない安心で確実な

口座振替をおすすめします。

国収税課(2階)

☎(20)1578、FAX(20)1609

年金を増やしたい方へ
付加年金をご存じですか?

国民年金に加入して保険料

を納めている方(第1号被

保険者・任意加入被保険者)

が、将来受け取る年金額を増

やしたい場合には、付加年金

に加入することができます。

国民年金の定額保険料に月

額400円の付加保険料をプ

ラスして納めると、老齢基礎

年金に付加年金が上乘せされ

て支給されます。

付加年金の年金額は、200

円×付加保険料納付月数です

(65歳で受給した場合)。

付加保険料の納付は、申し

込んだ月分からとなります。

申し込み先は、国保年金課ま

たは本納支所です。

※国民年金基金に加入されて

いる場合は、付加保険料を

納付できません。

国保年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600

軽度・中等度難聴児の補聴
器購入費を助成します

市では、身体障害者手帳の

交付対象とならない軽度・中

等度の難聴児に対して、補聴

器の購入に要する費用の一部

を助成します(修理費用は対

象外)。必ず購入前に障害福

祉課へご相談ください。

障害福祉課(2階)

☎(20)1666、FAX(20)1610

農地転用は許可が必要です

農地法に基づく許可を受け

ずに、農地を農地以外の目的

に利用(転用)することはで

きません。違反転用は、その

行為により、刑事罰の対象と

なる場合があります。

農地に住宅を建てたい、駐

車場、資材置場にしたいなど

の農地転用に関する場合は、

農業委員会(6階)にご相談

ください。

農業委員会事務局(6階)

☎(20)1530、FAX(20)1604

ごみの減量・再資源化に
ご協力ください

資源循環型社会づくりを

目指し、ごみを減らす(リ

デュース)、くり返し使う(リ

ユース)、資源として再利用

する(リサイクル)「3R」に

取り組ましましょう。

また市では、可燃ごみの約

半分を占める生ごみの減量・

資源化を推進しています。

◆家庭用生ごみ処理機補助金
制度

・補助金額 購入額の1/

2(千円未満切捨、上限

1万8千円)

・必要書類等 販売店発行の

領収書、品質保証書、住所

を証明できるもの、補助金

交付申請書、印鑑

※補助金交付申請書は、環境

保全課窓口またはウェブ

ページから入手できます。

◆生ごみ堆肥化容器助成販売
(環境保全課、本納支所で
販売中)

・コンポスター

130型 2800円

190型 3180円

230型 4370円

・EM容器(2個セット)

1920円

※市内に住所を有し、現に居

住している方が対象。

環境保全課(6階)

☎(20)1504、FAX(20)1604

運転免許自主返納制度等
のご案内

「運転免許証自主返納制度」

は、加齢に伴う身体機能や、

判断力の低下などにより、運

転に不安を感じる方や、運転

をしなくなった方が自主的に

有効期限の残っている運転免

許証を返納できる制度です。

自主返納された方へは、ご

希望により、「運転経歴証明

書」が交付され、この証明書

を提示することにより、協賛

企業・団体から様々な特典を

受けることができます。

また、運転免許の自主返納

を促進する為に、千葉県警察

では、返納した方に対する優

遇措置を講ずる為、協賛企業

等を随時募集しています。

国茂原警察署交通課

☎(22)0110

生活課(2階)

☎(20)1505、FAX(20)1600

戦没者等の遺族に対する特別
弔慰金の請求はお済みですか

第十回戦没者等の遺族に対

する特別弔慰金の請求受付が

平成27年4月1日より開始さ

れています。平成27年4月1

日において、「戦傷病者戦没

者遺族等援護法による遺族年

金」等を受ける方がいない場

合に、戦没者等の死亡当時の

ご遺族お一人に支給されます。

請求がお済みでない方は、お